

令和4年

第2回通常総会会議録

開催日：令和4年7月22日（金）

会場：鹿児島県市町村自治会館 401号室

鹿児島県国民健康保険団体連合会

署 名 者

議 長
(枕崎市長)

前 田 祝 成  印

議 員
(曾於市長)

五 位 塚 剛  印

議 員
(錦江町長)

新 田 敏 郎  印

1. 開催日時

令和4年7月22日 午後1時31分～2時43分

2. 開催場所

鹿児島県市町村自治会館（4階 401号室）

3. 出席者・議長等

総会議員定数 : 46人
出席者数 : 35人（内訳：本人出席10人、代理出席19人、委任状出席6人）
議長 : 前田祝成（理事長）
議事録署名者 : 前田祝成議長（枕崎市長）、五位塚剛議員（曾於市長）、
新田敏郎議員（錦江町長）

4. 議 事

【報告事項】

- 報告 第6号 弾力条項（令和3年度診療報酬審査支払特別会計）の適用について
〃 第7号 弾力条項（令和3年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計）の適用について
〃 第8号 令和3年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正（6回）について
〃 第9号 令和3年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（4回）について
〃 第10号 令和4年度一般会計歳入歳出予算補正について
〃 第11号 令和4年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正について

【議決事項】

- 議案 第23号 鹿児島県国民健康保険団体連合会規約の一部改正について
〃 第24号 令和3年度事業報告の認定について
〃 第25号 令和3年度一般会計歳入歳出決算の認定について
〃 第26号 令和3年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 第27号 令和3年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 第28号 令和3年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 第29号 令和3年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 第30号 令和3年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 第31号 令和3年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算の認定について
◎ 財産目録（令和3年度）について

監査報告 (大崎町 東町長)

議案 第32号 財産の処分(令和4年度)について

〃 第33号 令和4年度一般会計歳入歳出予算補正(2回)について

〃 第34号 令和4年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正について

〃 第35号 令和4年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について

〃 第36号 令和4年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正(2回)について

〃 第37号 令和4年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について

〃 第38号 令和4年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正について

〃 第39号 役員の補欠選出について

5. 議事の経過の要領及びその結果

(1) 開 会

○若宮総務課長補佐 定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日、進行を務めます総務課の若宮でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、本会で発行しております「国保かごしま」の取材も入っておりますので、途中、写真撮影をさせていただきますが、御理解、御協力のほどお願いいたします。

本総会は、総会議員定数46人でございます。ただいまの出席者数につきましては29人でございます。また、6人の方から委任状の提出がございましたので、合計35人となります。

定数の半数以上が出席しておりますので、本総会は成立しておりますことをここに御報告いたします。

それでは、ただいまから、令和4年第2回通常総会を開会いたします。

(2) 理事長挨拶

○若宮総務課長補佐 初めに、開会に当たりまして、本会の前田理事長が御挨拶申し上げます。

[理事長前田祝成君登壇]

○前田理事長 皆様、こんにちは。

理事長を仰せつかっております枕崎市長の前田でございます。

本日は、大変お忙しい中、御出席くださりまして誠にありがとうございます。

皆様方には、かねてから本会の業務運営につきまして格別な御支援、御協力を賜り、厚くお礼

申し上げます。

新型コロナウイルス感染症も、かつて経験のないような生活の制限がされるようになって、既にもう2年半が経過したところでございます。また、ここにきて、かなり感染が広がっていて大変心配な部分もございますが、感染対策をしっかりと行いながら、経済振興にも取り組む、そういうタイミングに来ているのではないかと考えております。

さて、去る6月7日に骨太の方針2022が閣議決定され、社会保障分野においては、成長と分配の好循環を実現するために、給付と負担のバランスを確保しつつ、全世代型社会保障構築の必要性や国保財政の健全化の方向性について地方団体等との議論を深めること、そして医療費適正化計画の在り方の見直しや都道府県のガバナンスの強化など、関連する医療保険制度の改革についての着実な推進、さらに全身の健康と口腔の健康に関する科学的根拠の集積と国民への適切な情報提供、いわゆる国民皆歯科健診と言われる、生涯を通じた歯科健診の具体的検討を行う方針も示されたところでございます。

また、国は、国と地方のデジタル化の基盤として、今年度中にほぼ全ての国民にマイナンバーカード、これを行き渡らせるとし、ポイント付与のメリット等を掲げ、カードの取得及び保険証利用の促進などを強力に進めているところでございます。

高齢者をはじめ住民の方々に、ポイントだけではなく、いかにカード取得のメリットあるいは仕組みの安全性を理解していただくか周知、広報、そして交付体制の整備など、取得率向上に向けて工夫や御苦労をされているところだと認識しております。

本会としましても、これらの動向等を踏まえながら、保険者のニーズに沿った支援に努め、保険者並びに関係機関との連携も密にしながら、円滑な業務運営に向けて更なる取組を進めてまいります。

さて、国保総合システムの次期更改に向けた令和4年度の国の財政支援につきましては、さきに御報告いたしましたとおり、54億円全額が国の3年度予算補正により措置されました。皆様には御理解と御協力いただきまして誠にありがとうございました。

来年度、5年度の不足額に対しましては、去る3月7日に県知事や県議会議長に協力要請を行い、さらに先日の理事会において、国の財政支援について決議いたしましたので、地方選出国会議員に要請活動を行うこととしております。

この件につきましては、引き続き皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

本日は、専決処分された報告事項、令和3年度事業報告及び決算関係、令和4年度予算補正等についてでございます。盛りだくさんの内容となっておりますので、御協議のほどよろしくお願い

いたします。

本日はよろしくお願いいたします。

(3) 前回の総会以降の主な出来事

○若宮総務課長補佐 それでは、議事に入ります前に、前回の総会以降の主な出来事等について、事務局長の川上より御説明申し上げます。

○川上事務局長 事務局長の川上でございます。よろしくお願いいたします。

本来であれば常務理事の久木田が御挨拶申し上げますところではございますが、急用により本日不在となりましたので、私から説明させていただきます。

久木田からは皆様によりよくお伝えするよう仰せつかりましたので、申し伝えさせていただきますと存じます。

それでは、お手元の前回の総会以降の主な出来事等についてという資料に基づきまして、ポイントを絞って説明をさせていただきますと存じます。

まず、表紙をおめくりいただきまして、1ページ目でございます。

国の要請に基づく新型コロナウイルス感染症のワクチン接種につきましては、住所地以外で接種された方々の接種費用の請求支払業務を本会で実施しておりまして、今年1月からは3回目接種に、また、5月の下旬からは4回目接種にも対応しているところでございます。

実績を掲載してございますので、後ほど御覧いただければと存じます。

2ページをお開きください。

これまでも、審査支払機関改革の動向につきましては状況等を報告させていただいておりますが、診療報酬の審査結果の不合理的な差異の解消に向けた工程表、こちらに沿って取組をしているところでございます。

現在、レセプトの審査につきましては、医師、薬剤師、60名で構成する審査委員とともに、コロナの感染が拡大する中においても審査やその結果に影響が出ないよう、また、コロナに関連する診療報酬の特例的な措置等が適切に運用されるよう、審査委員会の開催方法等も工夫をしながら、業務に取り組んでいるところでございます。

まず、これまで、審査結果に不合理的な差異が生じているということでございますが、丸の部分、臨床現場の多様性や審査委員の臨床経験・専門的知識等を考慮しても、なお、医学的な判断として説明が困難な審査結果があるため、不合理的な差異が生じているということでございます。

現在、工程表のスケジュールに基づきまして、コンピュータチェック項目の統一や審査基準の

統一に向けまして、全国の連合会・国保中央会において、これらの取組を着実に進めてきているところがございます。

3 ページ目には、国保総合システムで行われるコンピュータチェック項目の統一とともに、それを有効に活用するための支援システムや審査業務のプロセスの見直しなど、また、4 ページをお開きいただきますと、全国の連合会ごとにあった審査基準、連合会と社会保険の審査支払機関になります支払基金との基準の統一に向けた取組の状況や方向等を記載してございます。

これらの取組を生かしまして審査結果の差異の解消を図るとともに、審査支払業務の高度化・効率化を実現し、成果・効果を現実のものにするためには、審査支払業務とシステムの双方に通じる専門人材の育成・確保や業務体制の見直しが不可欠なことから、本会といたしましても、経営計画に基づきまして計画的に取組を進めているところでございます。

次に、5 ページを御覧ください。

国保総合システムの次期更改費用の国の財政支援についてでございます。

先ほどの理事長の御挨拶にもございましたが、昨年、皆様方の御協力の下、令和4年度分の更改費用の不足額として、国への要請額、満額の54億円を措置いただいたところでございます。さらに、理事長には、引き続き5年度の不足額獲得に向けまして、直接塩田県知事、田之上県議会議長に対しまして、全国知事会、都道府県議会議長会の国への要望項目として取り扱っていただくよう要請活動を行ったところでございます。

これらをはじめとし、地方6団体及び後期高齢者医療広域連合にも同様の要請活動を行いました。

また、下から4行目、今後の要請活動のところがございますが、一番下のところがございます。11月18日に東京で開催が予定されております国保制度改善強化全国大会と、その後の要請活動への積極的な参加をお願いしたいと考えているところがございます。よろしく願いいたします。

なお、この要望の内容に関連しまして、現時点の状況について少し説明を加えさせていただきたいと存じます。

お手元に、この資料とは別に一枚物の資料を複数お配りしておりますが、A4判横の、標題に「2024年度国保総合システム更改に係る財源不足額の見直しについて」という資料を御覧いただきたいと存じます。

これまで御説明申し上げてきた不足額に変更があったということでございます。

2つ目の丸、この不足する財源の額については、昨年夏の概算要求の段階では、令和4年度と令和5年度の2年間で百数十億円と見込んでいた。また、3つ目の丸でございますが、このうち、

令和4年度不足分は約54億円で、既に満額措置され、令和5年度の不足分は、約100億円となっていたところでございます。4つ目の丸でございますけれども、その後、昨年末の一般競争入札による開発業者の調達を終え、設計作業によるシステム構成等の精査、クラウド業者との価格交渉等を実施した結果、初期費用について約50億円の削減が可能と判断されたため、令和5年度の財源不足が50数億円ということで見直しがされたということで、不足額が大幅に下方修正されたといったところでございます。

今年度分の不足額54億円につきましては、厚生労働省からは、中央会・連合会関連の補助金見直しなど、非常に無理をしてかき集めたものであり、令和5年度の100億円については現実的ではないという話も聞いていたところでございます。

また、最初から適切な見積りが出なかったのかという点につきましても、中央会とともに反省すべき点があったのではないかと考えているところでございます。

いずれにしましても、来年度に向けまして、50数億円の全額確保に向けて取組を進めさせていただきたいと思っております。御理解と御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

元の資料にお戻りいただきたいと存じます。

6ページをお開きください。

国保連合会・国保中央会のめざす姿に対する議論についてでございます。

少子高齢化の進行、本格的な人口減少社会の到来とともに、後期高齢者医療制度への移行ですとか、被用者保険の適用拡大によりまして、国保の被保険者数が急激に減少してきております。

このような中、連合会・中央会では、取り巻く環境や実施事業の編成等も踏まえまして、2つ目の丸でございますが、平成27年に「国保連合会・国保中央会のめざす方向」を作成いたしました。

3つ目の丸、これまでの審査支払業務の専門家集団という役割に加えまして、地方自治体が行う医療・保健・介護・福祉業務を支援する専門家集団であるという位置づけを明確にし、その実現に向けて様々な取組を進めてきているところでございます。

さらに4つ目の丸、このところの審査支払機関改革など環境の大きな変化を踏まえまして、中長期的な視点に立って、連合会・中央会の今後の在り方について検討する必要性が高まっているという認識の下、7ページにあります①から④になりますが、現在の課題を整理した上で、国の医療保険制度の改正や令和5年度予算概算要求等に対して、提案や要望を行うことも視野に入れながら、新たな「めざす方向2022」を策定するため、現在、議論を重ねているところでございます。

本日は、このような課題認識の下、全国の連合会・中央会で議論をしているという点についての状況報告でございます。結果につきましては改めて御報告をさせていただきたいというふうに考えてございます。

次に、8ページをお開きください。

次期国保総合システムに係る本会の予算補正についてでございます。

本会の理事のところの国保の主管課長さんには幹事会で詳しく説明をさせていただいたところではございますが、本日は簡単に要点を説明させていただきます。

全国の連合会・中央会で整備する次期国保総合システムの更改に当たりましては、国との調整等に時間を要しまして、想定より開発スケジュールが遅れている状況でございます。

このことが影響をいたしまして、本会で行う必要のあるデータの移行等の作業経費、国保総合システムを補完するために本会で整備が必要な外付けシステムの構築に要する経費、これらの見積りの基礎となる資料等について国保中央会からの提供が遅れていることから、作業を急ぐ必要はあるのですが、進められていない状況となっております。

このため、資料が提供された時点で早急に見積りを行いまして、発注等の作業を進める必要がありますことから、その時点で理事長の専決処分として対応させていただきたいと考えているところでございます。御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、11ページ以降でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響による県内の国保医療費の状況など、3点について掲載してございますので、参考にしていただければと考えております。

次に、お手元に一枚物の資料が複数ございますけれども、A4横の右上に「(別添)マイナンバーカードの状況について」という資料を御覧いただきたいと存じます。

昨年10月からマイナンバーカードが保険証として利用できるようになりましたが、先日の理事会の際の情報交換におきましても、マイナンバーカードの普及がなかなか進まないといった御意見などがございました。このことは皆様方、共通の課題ではないかというふうに考えております。

既に御承知の内容かも知れませんが、本日は、マイナンバーカードを保険証として利用することによるメリット等について触れさせていただきたいと存じます。

マイナンバーカードの保険証利用に当たっては、登録が必要になるわけでございますが、登録の上、医療機関や薬局において、医師や薬剤師に対し特定健診等の情報や薬剤情報を閲覧することに同意した場合、より多くの情報に基づく、よりよい医療を受けることができるものというふうに考えてございます。

上の表につきましては全国の統計になっておりますが、マイナンバーカードを保険証として登録し医療機関等に持参した患者が、特定健診等情報、薬剤情報の閲覧に同意をし、医療機関、薬局が利用した件数でございます。少しずつではございますけれども、保険証として登録の上、情報閲覧に同意することのメリットに期待して利用されている方々が増えている状況がお分かりいただけるかと存じます。

下の表につきましては、医科の病院、診療所だけのデータでございますけれども、7月10日時点のマイナンバーカードを保険証として利用するための医療機関側の手続の状況でございます。

ポータルサイトアカウントの登録、これは利用するための手続のことでございます。

医療機関側の登録率で見ますと、鹿児島県においては全国より登録の率は高い状況でございます。しかしながら、右の運用を開始している機関数、参加率を見てみますと、顔認証付きのカードリーダー、こちらが設置されていない医療機関等はまだまだ多い状況でございます。このことなどが、なかなか普及しづらい要因なのかもしれません。

次に、裏面を御覧いただきたいと存じます。

国保の制度には、保険者努力支援制度といったインセンティブ制度が取り入れられております。

それぞれの保険者におかれましては、この評価指標の達成に向けて、点数を獲得できるよう取組を行っていらっしゃるかと存じます。

2つ目の丸については、本会でやっている保険者支援でございます。

テレビ広報番組を活用して、マイナポータルから特定健診情報等の閲覧が可能であることを紹介しております。このことで、上の表の④の加点が全市町村で受けられるという状況となっております。

なお、それぞれの保険者において工夫しながら取組を進められることと存じますが、情報の収集や提供など、本会でできることがあればお申し付けいただければというふうに考えているところでございます。

その他でございますけれども、資料は準備してございませんが、本会が運用するシステム関係において、不具合が2件ございましたので、御報告させていただきたいと存じます。

1件目につきましては、毎月5日から10日まで、医療機関や薬局から審査支払機関である国保連合会及び支払基金に対しましてオンラインでレセプトを送信し請求を行うためのシステムに、接続しづらくなるという不具合が、全国的に4月と5月に発生いたしました。

原因は、診療報酬等をチェックするためのマスタの不備ですとか、人的なミスにより、請求のための送信データが滞留し、回線が逼迫したことなど、複数の事象によるものでございました。

なお、レセプトの受付期間を延長するなど緊急の対応を取りまして、結果的には請求できなかった医療機関はございませんでした。

支払基金とともに、医師会、歯科医師会、薬剤師会、3師会に謝罪を行ったところでございます。

なお、6月、7月には正常に稼働しておりまして、今後も監視体制を強化することとしております。

2点目でございますが、国保の被保険者の資格情報を都道府県単位で管理する本会の国保情報集約システムの不具合についてでございます。

市町村におきましては、被保険者の資格の取得・喪失等の情報を毎日、本会の管理するシステムに連携していただくということになっておりますが、6月22日の午後5時頃に不具合が発生しまして、約3日間、復旧できなかったという状況でございます。

原因でございますけれども、データベースサーバーの故障に起因したものであり、現在は安定稼働をしているところでございます。

いずれにつきましても、医療保険制度で重要なシステムでございます。安定的な稼働が必要であるにもかかわらず不具合を生じさせてしまい、復旧に時間を要してしまいました。このことにつきましては、おわびを申し上げたいと思います。誠に申し訳ございませんでした。今後、このようなことのないよう再発防止に努めたいと存じます。

私からの説明は以上でございます。

(4) 議長選任

○若宮総務課長補佐 それでは、議事に入らせていただきます。

総会の議長は、総会の都度、議員の中から互選することになっておりますが、どなたかお願いできますでしょうか。（「理事長にお願いします」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。

理事長にとの声がございました。理事長に議長をお願いしてもよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○若宮総務課長補佐 ありがとうございます。

御賛同いただきましたので、前田理事長に議長をお願いいたします。

前田理事長、議長席への御移動をお願いいたします。

[理事長前田祝成君議長席に着く]

○前田議長 ただいま議長に選任いただきましたので、議事の進行を務めさせていただきます。円滑な議事運営ができますよう、皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。着座にて進めさせていただきます。

なお、本日御提案いただいております報告事項及び議決事項につきましては、事前に理事の市町村の国保主管課長で構成される幹事会で協議し、また、7月8日に開催いたしました理事会においてお諮りし、御審議いただいておりますことを申し添えておきます。

お手元に総会議案、A3判の総括表及び財務諸表をお配りしてございます。

本日の総会は、報告事項6件と議決事項17件で、議案書に沿って御審議いただきますが、議案の報告事項、令和3年度各会計歳入歳出決算並びに令和4年度各会計歳入歳出予算補正については、A3判の総括表に基づき御説明申し上げ、御審議いただくという方法で議事を進めさせていただきますと存じますので、よろしくお願いいたします。

なお、採決に当たりましては、可決の要件を確認できるよう挙手にて行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(5) 議事録署名者指名

○前田議長 次に、本日の議事録署名者を当席から御指名申し上げたいと存じますが、差し支えございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○前田議長 御異議がないようですので、曾於市、五位塚市長さん、錦江町、新田町長さん、お二人を御指名申し上げます。よろしくお願いいたします。

(6) 議 事

報告事項

△報告第6号 弾力条項（令和3年度診療報酬審査支払特別会計）の適用について

△報告第7号 弾力条項（令和3年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計）の適用について

△報告第8号 令和3年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正（6回）について

△報告第9号 令和3年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（4回）について

△報告第10号 令和4年度一般会計歳入歳出予算補正について

△報告第11号 令和4年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正について

○前田議長 それでは、審議に入ります。

まず、報告事項ですが、報告第6号から第11号までは専決処分された弾力条項、予算補正でありますので、一括して審議することにしたいと思いますが、差し支えございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○前田議長 御異議がないようですので、報告第6号弾力条項（令和3年度診療報酬審査支払特別会計）の適用についてから、第11号令和4年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正についてまでを一括して議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○坪内審査管理課長 審査管理課長の坪内でございます。よろしくお願いします。

弾力条項専決処分につきましては、A3判横の資料、総括表、右上に1/4ページと記載のある、令和4年第2回通常総会各会計報告事項（弾力条項・専決処分）総括表で説明させていただきます。

まず、弾力条項についてですが、表の上の米印を御覧ください。

連合会規約47条の2に基づくもので、特別会計のうち、業務勘定の一部の科目や支払勘定で、事業等の費用の増加等により該当する予算額に不足が生じた場合は、増加する収入に相当する金額を当該経費に使用するため、地方自治法第218条第4項の規定に準じて弾力条項を適用することができると定めており、報告第6号と第7号に適用させていただきましたので、報告するものでございます。

報告第6号は、令和3年度診療報酬審査支払特別会計（7回）抗体検査等費用に関する支払勘定でございます。

主旨でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種の3回目の追加接種が実施されたことにより、ワクチン接種費用が増加したことから、抗体検査等費用受入金及び抗体検査等費用支出金に予算不足が生じたため、所要の補正をさせていただいたもので、補正額1,207万2,000円の増額でございます。

歳入歳出の主な内容は、お示しのとおりでございます。

続きまして、報告第7号は、令和3年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計（4回）でございます。

主旨でございますが、損害保険会社等からの国民健康保険及び介護給付費に係る損害賠償受入金が確定したことにより、市町村への損害賠償支出金に不足が生じたため、所要の補正をさせていただいたもので、補正額は1,906万4,000円の増額でございます。

報告第8号から報告第11号は、各会計に早急に補正の必要があったことから、専決処分させていただいたものでございます。

報告第8号は、令和3年度診療報酬審査支払特別会計（6回）業務勘定、補正額は868万2,000円、報告第9号は、令和3年度後期高齢者医療事業関係業務（4回）業務勘定、補正額は0円でございます。

主旨でございますが、令和4年度の診療報酬改定の特例的な対応のため令和3・4年度で負担を求められていた国保中央会の負担金のうち、負担を要しないとされた令和3年度分の負担金などの不用額を、資産管理運用規程に基づき必要な積み立てを行うことにより安定的な財政運営を図るため、所要の補正をさせていただいたものでございます。

報告第10号は、令和4年度一般会計でございます。

主旨でございますが、介護サービス事業所・施設及び障害福祉サービス施設・事業所等における、介護職員処遇改善支援事業及び福祉・介護職員処遇改善支援事業に係る交付金の交付額算出及び支払に関する事務を県から受託することから、所要の補正をさせていただいたものでございます。

補正額は、26億6,253万8,000円の増額でございます。

報告第11号は、令和4年度特定健康診査・特定保健指導等事業業務勘定でございます。

主旨でございますが、令和4年度特定健診受診率向上共同事業において、新たに3保険者から本事業への参加希望があったことから、保険者が受診勧奨事業を円滑に実施できるよう、所要の補正をさせていただいたもので、補正額は1,002万7,000円の増額でございます。

以上でございます。

○前田議長 ただいまの説明について、何か御質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○前田議長 御質疑がないようですので、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。

よろしければ挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○前田議長 ありがとうございます。

挙手多数でございますので、報告第6号から報告第11号は、いずれも報告どおり承認することといたします。

議決事項

△議案第23号 鹿児島県国民健康保険団体連合会規約の一部改正について

○前田議長 次は、議決事項でございます。

議案第23号鹿児島県国民健康保険団体連合会規約の一部改正についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします

○鉾立事務局次長 事務局次長の鉾立でございます。よろしくお願いいたします。

A 4判横の総会議案の47ページをお開きください。総会議案の47ページでございます。

議案第23号は、鹿児島県国民健康保険団体連合会規約の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、役員である保険者の長が職を失ったときの退任や辞任の根拠が明確なものになっていなかったことから、役員の辞任の手続の取扱について、所要の改正をしようとするものでございます。

50ページをお開きください。

新旧対照表の左側が改正後でございます。

内容でございますが、役員である保険者の長が、保険者の長の職を失ったときは役員の職務を失うことを明文化するため、アンダーライン部分を改めるものでございます。

附則、この規約は、令和4年7月22日から施行するものでございます。

以上でございます。

○前田議長 ただいまの説明について、何か御質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○前田議長 御質疑がないようですので、本件は原案どおり決定することよろしいでしょうか。

よろしければ挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○前田議長 ありがとうございます。

挙手多数でございますので、議案第23号は原案どおり決定することといたします。

△議案第24号 令和3年度事業報告の認定について

○前田議長 次は、令和3年度決算関係です。

議案第24号令和3年度事業報告の認定についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○川上事務局長 51ページをお開きください。

議案第24号は、令和3年度事業報告の認定についてでございます。

53ページをお開きください。

ポイントを絞って御報告申し上げたいと存じます。

まず、総括としまして、令和3年度は、保険者の共同体としての責務を果たすため、コロナ禍における様々な対応を実施しながら、基幹業務である審査支払業務はもとより保険者努力支援制度に則った保険者支援に取り組むなど、中期経営計画に沿った事業計画に基づき、次のとおり事業を実施したところでございます。

まず、国に対する要請活動についてでございますが、こちらは先ほど御説明申し上げた内容でございますので、割愛させていただきます。

次に、審査支払関係でございます。

1、審査委員会については、コロナ禍の状況を踏まえ、感染対策や全体会議を会長一任での開催へ変更するなど適時・適切に対応しました。また、新型コロナウイルス感染症に対する臨時的取扱については、国からの通知に合わせて随時対応することで医療費の適正化に努めたところでございます。

54ページをお開きください。

次に、保険者支援の関係でございます。

1、保険者が行う医療費適正化対策支援事業等の推進のため、2年度まで嘱託保健師3人体制で取り組んでまいりましたが、更なる効果的な保健指導の実施や、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の全市町村の全体的展開が進む中、保健事業の展開における継続的な取組、データ分析と現状を踏まえた問題解決能力や企画力が重要となり、本会保健師の役割も増大することから、正職員保健師3人を採用し、体制の充実を図りました。

2、KDBシステム及び新医療費分析システムをデータヘルス計画等の策定や評価等に有効に活用できるよう、保険者等の事務担当者、保健師等へシステムの操作及びデータの活用方法について説明を行いました。

3、保険者の保健指導実施者のスキルアップを目的とした研修会、保険者の実情に応じた保健事業計画やデータヘルス計画の策定や実施の支援など、指導・助言を行いました。

55ページを御覧ください。

4、これは3年度の新規事業でございますが、重複服薬者に該当する被保険者の服薬に対する正しい知識と行動変容を促すため、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会の協力の下、服薬情報とかかりつけ薬局へ相談を促す内容を記載した通知書を作成いたしました。また、保険者に対し、通知書送付後の対象者の状況を分析した情報を提供したところでございます。

7、国特別調整交付金に係る申請対象レセプトの抽出、医療費通知や後発医薬品利用差額通知など電算共同処理業務を行い、保険者の事務処理の効率化に努めました。

8、交通事故、喧嘩等の第三者行為求償事務について、未収納案件の状況を確認のうえ、損害保険会社を訪問し支払の督促を行ったところでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症感染対策についてでございます。

1、ワクチン接種対象者が住所地外の集団接種会場又は契約医療機関等において接種した費用の請求・支払事務を4月から実施しました。また、追加的な対応として4年1月受付からの3回目接種にも対応しました。

2、介護保険及び障害福祉サービス事業所の感染防止対策支援事業として、4年1月から3月まで、事業者の感染対策に必要な衛生用品や備品等の費用の申請受付及び支払事務を円滑かつ適正に行いました。

56ページをお開きください。

3、会議・研修会については、県内の感染症の状況を基にそれぞれの目的に応じて、YouTube動画の配信、Web会議やハイブリッド方式による開催、多数の参加者の意思決定のための書面決議など、時期や目的を逸することのないよう適切な対応に努めました。離島をはじめとする保険者等からは、旅費の経費節減が図れたことや複数の担当者が受講できたなど、動画配信やWeb会議のメリットを感じられたとし、今後の有効活用についての要望も聞かれところでございます。

次に、その他の事業についてでございます。

1、新たに策定した中期経営計画にあつては、10年後の将来像を意識し「情勢・環境の変化に柔軟に対応し、社会保障に係る保険者業務を総合的に支援するとともに、職員一人ひとりが自ら考え、課題解決に向けた具体的提案ができる活力ある組織」をめざして、ワーキングチーム等でシステムの効率的な運用、各種業務改革に必要な人材確保のあり方など、保険者とともに計画的な事業実施となるよう取り組んだところでございます。

2、保険者協議会の事務局を県と共同で担い、委員会等により各医療保険者間の連携・情報共有を図りながら、特定保健指導等の担当者のスキルアップのための研修会を開催しました。また、医療保険者の医療費及び特定健診のデータ分析や、特定健診及び長寿健診の受診促進を目的とし

た新たな広報事業を実施いたしました。なお、今年度も5月末から、特定健診・長寿健診の受診勧奨のテレビCMを民放4社で放映中ですが、深夜の放映は行わないなど放映時間の見直しを行ったところでございます。

次の57ページ以降につきましては、これまで説明申し上げた実施事業を掲載してございますので、詳細は後ほど御確認いただきたいと存じます。

次に、94ページをお開きください。

9、予算の適正な編成及び執行につきまして、予算編成に当たっては、実績を基に事業の評価を行い、新規事業の実施、事業の見直しを行い反映させたところでございます。

予算執行においては、一般競争入札をはじめ、審査業務の見直し・効率化などにより経費削減に努めました。

また、適正な予算執行等を確認するため、内部監査員による内部監査及び公認会計士による期中・期末監査を実施いたしました。

95ページを御覧ください。

10、令和3年度の決算額一覧でございます。

表の一番下を御覧いただきまして、各会計の合計の歳入は6,541億6,388万5,713円、歳出は6,541億3,521万1,363円で、歳入歳出ともに対前年度比は0.3%の減でございます。

令和2年度との比較における増減の主な要因でございますけれども、まず一番上、一般会計につきましては、令和2年度に新型コロナウイルス緊急包括支援事業としまして、慰労金・支援金を県から受け入れ、医療機関や介護・障害福祉サービス事業所に支払ったものが約161億円ございましたので、対前年度比2%ということで、大幅に減少しているところでございます。

また、5行ほど下、診療報酬審査支払特別会計の抗体検査等費用に関する支払勘定では、対前年度比352.1%と大幅に増加してございます。これは、風しんの抗体検査等費用に加えまして、令和3年度は新型コロナウイルスワクチン接種事業の取扱により約4億円の受け払いを行ったことによるものでございます。

以上でございます。

○前田議長 ただいまの説明について、何か御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○前田議長 御質疑がないようですので、本件は原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。

よろしければ挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○前田議長 ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第24号は原案どおり決定することといたします。

△議案第25号 令和3年度一般会計歳入歳出決算の認定について

△議案第26号 令和3年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算の認定について

△議案第27号 令和3年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について

△議案第28号 令和3年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計歳入歳出決算の認定について

△議案第29号 令和3年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算の認定について

△議案第30号 令和3年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について

△議案第31号 令和3年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算の認定について

○前田議長 次に、議案第25号から議案第31号の7件はそれぞれ関連がありますので、一括して審議することにしたいと思います。差し支えございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○前田議長 御異議がないようですので、議案第25号令和3年度一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第31号令和3年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件を一括して議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○鉾立事務局次長 令和3年度歳入歳出決算につきましては、A3判横の総括表で説明させていただきます。

A3判横の右上に2/4ページと記載の令和3年度各会計歳入歳出決算総括表でございます。

議案第25号から議案第31号まで、令和3年度の各会計歳入歳出決算を定めるものでございます。

議案第25号は、一般会計で、本会の会務運営及び保健事業、広報共同事業等の充実を図るための各種事業並びに研修会を行う会計でございます。

収入済額3億4,986万5,000円、支出済額3億3,228万円で、歳入歳出差引残額は1,758万4,508

円でございます。

議案第26号は、診療報酬審査支払特別会計業務勘定で、診療報酬審査支払業務、保険者事務共同電算処理事業及び審査委員会の運営を行う会計でございます。

収入済額は10億9,945万7,000円、支出済額は10億9,937万9,000円、歳入歳出差引残額7万7,416円でございます。

議案第27号は、後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定で、診療報酬審査支払業務、電算処理事業及び審査委員会の運営を行う会計でございます。

収入済額8億4,965万4,000円、支出済額8億4,858万6,000円で、歳入歳出差引残額106万8,666円でございます。

議案第29号は、特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計業務勘定で、特定健康診査・特定保健指導等に関する事業を行う会計でございます。

収入済額1億3,790万8,000円、支出済額1億3,790万8,000円で、歳入歳出差引残額0円でございます。

議案第30号は、介護保険事業関係業務特別会計業務勘定で、介護給付費審査支払業務、審査委員会の運営及び介護サービス苦情処理業務を行う会計でございます。

収入済額3億5,443万5,000円、支出済額3億4,714万3,000円で、歳入歳出差引残額729万2,401円でございます。

議案第31号は、障害者総合支援法関係業務等特別会計業務勘定で、障害介護給付費等の審査支払業務を行う会計でございます。

収入済額1億872万7,000円、支出済額1億651万5,000円で、歳入歳出差引残額221万1,927円でございます。

収入済額合計29億4万6,000円、支出済額合計28億7,181万1,000円で、歳入歳出差引残額合計2,823万4,918円は、全額翌年度に繰越しさせていただくものでございます。

主な収入及び予算額と収入額の差異の主な理由では、コロナ禍の影響による実績に伴う国庫補助の減少など、ここにお示しのとおりでございます。

主な支出及び予算額と支出額の差異の主な理由では、コロナ禍の影響により、会議などWeb開催となったことによる旅費や、レセプト件数の見込みの減少による委託料の当初予算より不用となったことなど、ここにお示しのとおりでございます。

1枚おめくりいただきまして、3/4ページでございます。

次の決算総括表は支払勘定でございます。

議案第26号から議案第31号まで、各種会計の支払勘定でございます。

これらの会計は、診療報酬、出産育児一時金等、抗体検査等費用、特定健康診査・特定保健指導等費用、介護給付費、障害介護給付費、障害児給付費について、保険者または公費実施主体である国、県及び市町村から受け入れた受入金の同額を保険医療機関及び介護サービス事業者等へ支払を行う会計でございます。

また、表の中央、議案第28号の第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計は、交通事故等の第三者行為に係る損害賠償額を保険会社等から受け入れ、同額を市町村等に交付するものでございます。

予算額、収入済額、支出済額、歳入歳出差引残額につきましては、お示しのとおりでございます。

また、各勘定の事業内容及び予算額と収入・支出の差異の理由につきましても、ここにお示しのとおりでございます。

支払勘定の収入済額合計は6,512億6,383万2,000円、支出済額合計は6,512億6,339万2,000円でございます。歳入歳出差引残額43万9,432円は、全額翌年度に繰越しさせていただくものでございます。

1段目の国民健康保険診療報酬支払勘定の歳入歳出差引残額は、翌年度に繰越しをし、国庫補助を返還するものでございます。

支払勘定では、前年度より140億円ほど医療費などが伸びており、新型コロナの影響で2年度に減少していましたが、3年度は2年度、元年度よりも増加しております。

次に、最後のページにありますA4判縦の資料、中ほどに円グラフ入りの資料でございます。

令和3年度決算を整理したものでございます。

令和3年度決算（一般会計・特別会計業務勘定）の概要でございます。

診療報酬や介護報酬などを扱う各会計の通過勘定、支払勘定以外の数字を集めたもので、本会の事業運営費の3年度決算を取りまとめたものです。

決算総額から一般会計や各業務勘定の中でも診療報酬以外に保険者等から医療機関等へそのまま支払うものを除きますと、実質の運営費として23億1,388万9,000円ほどございます。

実質の運営費は、人件費、システム関連費、国保中央会負担金、事業費等がございます。

この約23億円の内訳の割合を円グラフでお示ししております。

歳入では、保険者からの負担金、手数料を合わせると約82%を占めております。

歳出では、人件費が30.7%、システム関連費が13.7%、国保中央会に支払う負担金が6.7%、

残り約49%が事業に係る経費や減価償却や積立資産などの支出等でございます。

決算の状況でございますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う受診控えによる医療機関等の受診が減少したことから、手数料が減少していましたが、3年度は国保の手数料収入が増加に転じ、前年度比14万件、790万円の増額となりました。

また、新たに新型コロナウイルスワクチン接種事業における請求支払業務を市町村から受託したことから、事務費手数料収入が5,600万円増額となっております。

一方、歳出においては、国保中央会のシステム負担金が全体的に増加し、レセプトオンライン請求システム負担金が548万円、障害者総合支援に係る共同受付システム等負担金が199万円など、全体で836万円増加しております。

また、コロナ禍の影響により生じた旅費などの不用額は、安定的な財政運営を図るため、資産管理運用規程に基づき前年度の1.3倍の積立を行ったところでございます。

また、お手元にA4判縦の右上に参考資料とあります財務諸表をお配りしております。

こちらは令和3年度収支計算書についてお示ししているものでございます。

各会計、単式簿記での決算について説明してまいりましたが、厚生労働省の通知により、参考資料として複式簿記での収支計算書をお配りしております。

また、最後のページには概略版をお示ししております。

続きまして、総会議案にお戻りいただきまして、A4判横の総会議案239ページをお開きください。

財産目録でございます。

令和3年度決算で、令和4年3月31日現在におけるものでございます。

1、現金の部は0円でございます。

2、預金の部は、普通預金総額で2,867万4,350円で、アの一般会計からキの障害者総合支援法関係業務等特別会計まで、内訳はお示しのとおりでございます。

4、積立金の部は、総額で20億4,659万2,071円でございます。一般会計積立資産から障害者総合支援法ICT積立資産まで、内訳はここにお示しのとおりでございます。

財産目録合計額は、20億7,526万6,421円でございます。

以上でございます。

○前田議長　ここで、監事の監査報告をお願い申し上げます。

○東　大崎町長　皆さん、お疲れさまでございます。

大崎町長の東でございます。

もう一人の監事である南九州市長の塗木さんと監査を実施いたしました。

塗木監事の御了解をいただきまして、私、東が監査報告をさせていただきます。

総会議案の241ページを御覧ください。

監査報告です。

結果報告書が次の243ページでございます。御覧ください。

鹿児島県国民健康保険団体連合会規約第28条第2項の規定に基づき、令和4年7月4日事務局において、令和3年度事業実施状況及び一般会計・特別会計各歳入歳出決算書について、それぞれの関係者から説明を聴取するとともに、財産台帳・各種関係帳簿・証拠書類を照合するなどして、事務の執行状況について監査を行った。その際、監査法人による監査報告も受けた。

その結果を下記のとおり報告する。

なお、監事である保険者の国保担当主管課長の2名による予備監査も、令和4年6月23日事務局において行っている。

記。

1、令和3年度の事業は、おおむね当初の事業計画どおり実施され、その目的を達成していると認めた。

2、預金通帳等の保管状況は厳正に行われ、一般会計及び特別会計歳入歳出決算については、財産台帳・関係帳簿・証拠書類と照合の結果、いずれも的確に処理され、良好に管理されていることを認めた。

以上で、監査報告を終わります。

○前田議長 どうもありがとうございました。

ただいまの事務局の説明と監事さんによる監査報告について、何か御質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○前田議長 御質疑がないようですので、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。

よろしければ挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○前田議長 ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第25号から議案第31号は、原案どおり決定することといたします。

監事の東町長さん、ありがとうございました。

△議案第32号 財産の処分（令和4年度）について

○前田議長 次に、議案第32号財産の処分（令和4年度）についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○鉾立事務局次長 245ページをお開きください。

議案第32号は、財産の処分（令和4年度）について承認を求めるものでございます。

表中の積立資産の種類、一般会計積立資産は、お示しの処分額を運用利息分として、次の国民健康保険から障害者総合支援法財政調整基金積立資産までと、ページをおめくりいただきまして、後期高齢者医療から障害者総合支援法ICT積立資産は、お示しの処分額を令和3年度に積み立てた積立資産を洗い替えのため取り崩すもので、表の下の3段目の国民健康保険及び後期高齢者医療減価償却引当資産は、お示しの処分額を次期国保総合システム（外付けシステム）機器更改等のため取り崩すものでございます。

以上でございます。

○前田議長 ただいまの説明について、何か御質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○前田議長 御質疑がないようですので、本件は原案どおり決定することよろしいでしょうか。

よろしければ挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○前田議長 ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第32号は原案どおり決定することといたします。

△議案第33号 令和4年度一般会計歳入歳出予算補正（2回）について

△議案第34号 令和4年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正について

△議案第35号 令和4年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について

△議案第36号 令和4年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正（2回）について

△議案第37号 令和4年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について

△議案第38号 令和4年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正について

○前田議長 次の議案第33号から議案第38号までは、令和4年度予算補正でありますので、一括して審議することにしたいと思いますが、差し支えございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○前田議長 御異議がないようですので、議案第33号令和4年度一般会計歳入歳出予算補正（2回）についてから、議案第38号令和4年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正についてまでの6件を一括して議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○大村保険者支援課長 保険者支援課長の太田でございます。よろしく申し上げます。

令和4年度予算補正につきましては、A3判横の資料、右上に4/4ページと記載があります、令和4年度各会計歳入歳出予算補正総括表で説明させていただきます。

議案第33号から議案第38号は、令和4年度各会計の予算補正についてでございます。

議案第33号は一般会計（2回）で、予算補正額4,076万7,000円の増額、議案第34号は診療報酬審査支払特別会計業務勘定で、予算補正額1億9,408万3,000円の増額、同じく議案第34号、支払勘定で、予算補正額43万9,000円の増額、同じく議案第34号、抗体検査等費用に関する支払勘定で、予算補正額4,328万円の増額、議案第35号は後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定で、予算補正額7,967万9,000円の増額、議案第36号は特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（2回）業務勘定で、予算補正額752万7,000円の増額、議案第37号は介護保険事業関係業務特別会計業務勘定で、予算補正額2,096万2,000円の増額、議案第38号は障害者総合支援法関係業務等特別会計業務勘定で、予算補正額767万2,000円の増額でございます。

それぞれの予算補正の主旨でございますが、次期国保総合システム機器更改に併せて、本会独自システムの機器構成を仮想基盤上に構築する費用を利用する4会計で按分するもの、訪問看護療養費明細書等の様式変更に伴うOCRシステムを改修する費用を利用する2会計で按分するもの、令和3年度国保連合会等補助金等の実績額確定に伴う返還、新型コロナウイルスワクチン接種事業の4回目実施に係る費用、ICT積立資産の洗い替え、繰越額の確定に伴う資産管理運用規程に基づく積立など、お示しのとおりでございます。

また、歳入歳出の主な内容につきましても、ここにお示しのとおりでございます。

以上でございます。

○前田議長 ただいまの説明について、何か御質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○前田議長 御質疑がないようですので、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでし

ようか。

よろしければ挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○前田議長 ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第33号から議案第38号は、いずれも原案どおり決定することといたします。

△議案第39号 役員の補欠選出について

○前田議長 次に、議案第39号役員の補欠選出についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○鉾立事務局次長 289ページをお開きください。

総会議案の289ページでございます。

議案第39号は、役員の補欠選出についてでございます。

鹿児島県国民健康保険団体連合会理事が欠員となっているため、連合会規約第25条第2項の規程により選任をお願いするものでございます。

選任する人員につきましては、理事お一人でございます。

理事の選任でございますが、市長会から推薦をいただいております。

役職名、氏名につきましては、指宿市の打越あかし市長さんでございます。

任期は、令和4年第2回通常総会終結のときから令和5年第2回通常総会終結のときまででございます。

以上でございます。

○前田議長 ただいまの説明について、何か御質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○前田議長 御質疑がないようですので、本件は原案どおり決定することによろしいでしょうか。

よろしければ挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○前田議長 ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第39号は原案どおり決定することといたします。

以上で、予定された総会議案について終了いたしました。

その他何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○前田議長 それでは、以上をもちまして、本日予定されました付議事項は全て終了いたしました。

御協力ありがとうございました。

○若宮総務課長補佐 前田理事長、ありがとうございました。

(7) 閉 会

○若宮総務課長補佐 それでは、閉会に当たりまして、事務局長の川上が挨拶を申し上げます。

[事務局長川上真人君登壇]

○川上事務局長 本日提案いたしました議案等につきましては、それぞれ承認・可決をいただきまして、誠にありがとうございました。

前回2月の総会につきましては、コロナ禍の影響で書面議決をお願いいたしましたので、今回はこのように御参集いただき、大変ありがたく感じているところでございます。誠にありがとうございました。

今年度の事業につきましては順調に進めているところでございますが、国や県の動向を踏まえながら、県や市町村等、関係機関との緊密な連携を図りながら、会員の皆様方の負託に応えるべく、役職員一同、一体となって取り組んでまいります。

なお、今後、保険者の皆様方と来年度から3年間の負担金・手数料等の見直しについて協議を始めさせていただくこととしております。保険者の財政状況の厳しい折、恐縮ではございますが、御理解いただけるよう丁寧に説明をしてまいりますので、御指導を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが、会員の皆様方の今後ますますの御健勝と御活躍を心から祈念申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

○若宮総務課長補佐 以上をもちまして、令和4年第2回通常総会を終了いたします。

ありがとうございました。

午後2時43分閉会

令和4年 第2回 通常総会

令和4年7月22日(金)

	氏名	出席			欠席	備考 (委任・代理 出席者)		氏名	出席			欠席	備考 (委任・代理 出席者)	
		本人	代理	委任状					委任状	本人	代理			委任状
鹿児島市	下鶴 隆央				○	湧水町長； 池上 滝一	南種子町	小園 裕康			○	○		副町長； 小脇 隆則
鹿屋市	中西 茂		○	○		健康保険課長； 岡 健一	三島村	大山 辰夫	○					
枕崎市	前田 祝成	○					十島村	肥後 正司					○	大崎町長； 東 靖弘
阿久根市	西平 良将		○	○		健康増進課長補 佐；大橋 尚子	大和村	伊集院 幼					○	枕崎市長； 前田 祝成
奄美市	安田 壮平		○	○		市民部長； 徳永 恵三	宇検村	元山 公知						
出水市	椎木 伸一						瀬戸内町	鎌田 愛人					○	曾於市長； 五位塚 剛
伊佐市	橋本 欣也		○	○		保健課長； 長浜 哲郎	龍郷町	竹田 泰典						
指宿市	打越 明司		○	○		国保介護課長； 湯ノ口 繁生	喜界町	隈崎 悦男		○	○			保健福祉課長； 吉行 進
西之表市	八板 俊輔		○	○		健康保険課長； 中里 千秋	徳之島町	高岡 秀規					○	南九州市長； 塗木 弘幸
垂水市	尾脇 雅弥		○	○		市民課長； 松尾 智信	天城町	森田 弘光		○	○			補佐兼係長； 中島 博之
薩摩川内市	田中 良二		○	○		保健福祉部長； 小柳津 賢一	伊仙町	大久保 明						
日置市	永山 由高		○	○		健康保険課長； 宮前 美紀	和泊町	前 登志朗						
曾於市	五位塚 剛	○					知名町	今井 力夫						
いちき串木野市	中屋 謙治		○	○		健康増進課長； 猪俣 勝人	与論町	山 元宗						
南さつま市	本坊 輝雄		○	○		保健課長； 山口 美幸	さつま町	上野 俊市	○					
霧島市	中重 真一		○	○		保健福祉部長； 小倉 正美	湧水町	池上 滝一	○					
志布志市	下平 晴行						錦江町	新田 敏郎	○					
南九州市	塗木 弘幸	○					南大隅町	石畑 博		○	○			副町長； 竹野 洋一
始良市	湯元 敏浩		○	○		保健福祉部長； 向江 美喜	肝付町	永野 和行	○					
長島町	川添 健		○	○		町民保健課長； 川畑 幸治	屋久島町	荒木 耕治	○					
大崎町	東 靖弘	○					医師国保 組合	池田 琢哉					○	肝付町長； 永野 和行
東串良町	宮原 順						歯科医師 組合	伊地知 博史						
中種子町	田淵川 寿広						鹿児島県	塩田 康一		○	○			国民健康保険課 長；塩賀 真由美
小計		4	14		1		小計		6	5		5		
							合計		10名	19名		6名		

※出席者 35名 (うち委任状による出席 6名)